

# なぜ新庁舎建設を急ぐのでしょうか？！

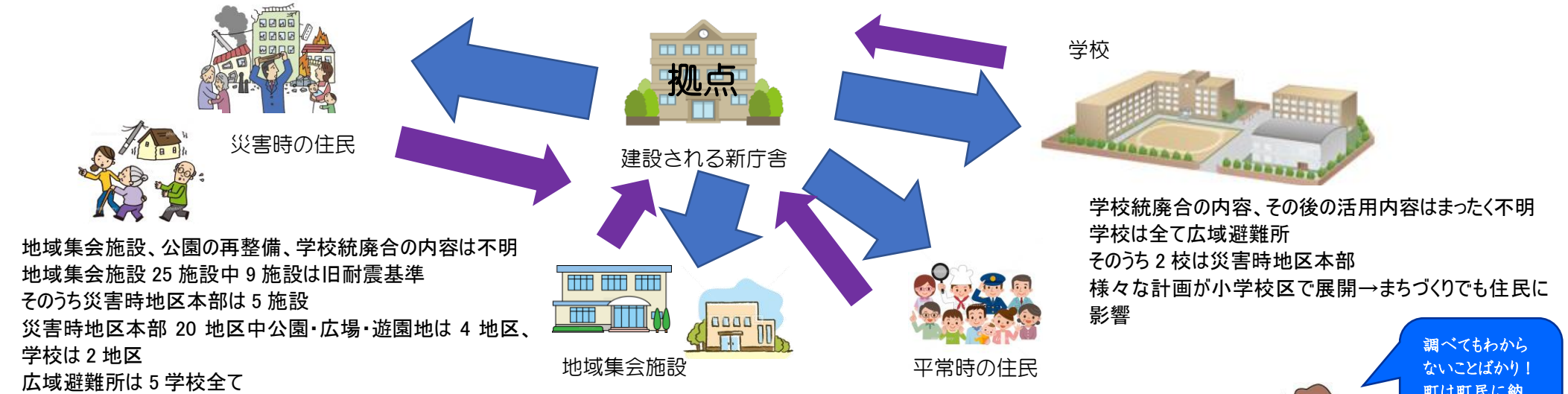
## 新庁舎整備の手法は様々！ まず町民の財政、まちづくり、防災対策の不安解消を。

### 1 新庁舎建設の緊急性

#### ① 新庁舎建設の業務機能と必要性

基本理念→町民の安全と安心を守り、町民が利用しやすい「まちづくりの拠点」

新庁舎と地区、住民との関係が不明で、「拠点」としての果たすべき役割を十分に担えるのかわかりません。



調べてもわからないことばかり！  
町は町民に納得いく説明をしてほしい。

#### ② 市町村役場機能緊急保全事業

3つの計画は既に作成されていますか？要件を満たしているのでしょうか？

要件→公共施設総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの

総務省は公共施設等総合計画について、中長期的な維持管理・更新費の見通しを明示するとともに、平成33年度までに、適正管理に取り組むことによる効果額を示すように要請。  
個別施設計画は、①対象施設、②計画期間、③対策の優先順位の考え方、④個別施設の状態等、⑤対策内容と実施時期、⑥対象費用の6項目を基本とした計画で起債協議を行う際は、総務省へ提出する必要がある。

業務継続計画に必ず定めるべき特に重要な6要素は、あらかじめ定めておく必要あり。

- 1 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- 2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎
- 3 電気、水、食料等の確保、
- 4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- 5 重要な行政データのバックアップ
- 6 非常時優先業務の整理

多額の起債は今後起債制限につながらないのでしょうか。

	整備費	活用できる経費	充当率	交付税措置対象分
新庁舎整備費	2,647,400			
活用できる経費		2,531,200		
市町村役場緊急保全事業債		2,531,200	0.75	1,898,400
基本設計費	25,000		0.75	18,750
計(千円)				1,917,150

基本設計費を交付税対象分に算入していいのでしょうか。

## 2 新庁舎建設による今後の町財政への影響

(千円)	H29年度	H30年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	合計
	2017	2018予算	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
財政調整基金	821,103	801,185	874,185	774,273					
公共施設整備基金	269,779	219,809	270,045	209,920					
地域福祉基金	92,631	92,641	52,182	52,539					
みどり基金	11,767	11,270	13,071	12,924					
図書館基金	8,585	7,587	11,152	10,505					
災害対策基金	52,343	52,349	63,030	56,788					
庁舎整備基金平成30年度3月補正			160,000	160,366					
国民健康保険財政調整基金	100,463	100,465	150,471	90,481					
介護給付費準備基金	318,978	348,608	320,176	284,928					
計	1,675,649	1,633,914	1,914,312	1,652,724					
財調+公共整備基金	1,090,882	1,020,994	1,144,230	984,193					
基金積み立て			85,800	85,800	85,800	85,800			343,200
基金から充当額				0	0	85,800	257,400		343,200
一般財源充当額				15,050	31,750	57,200	171,600	111,450	387,050
町債起債額				45,150	95,250	429,000	1,287,000	60,750	1,917,150

基金から充当、多額の起債による返済、一般財源からの充当は、結局大幅に一般経費を切り詰め、町の財政は運営していけるのでしょうか？

年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H37年度	H42年度	H47年度	H52年度	H57年度	H62年度
	2017	2018	2019	2020	2025	2030	2035	2023	2045	2050
人口(人)	27,947	27,978	27,882	27,168	25,812	24,411	22,926	21,585	20,286	19,086
町債残高(百万円)	7,089	7,065	7,741	7,747	9,491	9,410	8,981	7,964	7,393	5,876
町民一人当たり借金(万円)	25	25	28	29	37	39	39	37	36	31

《二宮町新庁舎建設町民検討会で配布された「財政見通し」の問題点》

町税収入も平成42年度以降は人口減に基づいていない。

町税と交付税を足した額を一定期間使用している。

普通建設事業に学校が入っていない。統廃合も活用するための大規模改修は必要。地域集会施設の改修はどうなるのか不明。

町債のうち臨時財政対策債が多いと何に対する起債かわからず、財政負担の原因がわからなくなる。

人口が減少しても特別会計が減少するとは言えず、繰り出し金が年々減少して町民負担に影響はないのでしょうか。



	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	2014	2015	2016	2017	2018
個別算定計①	3,906,760	4,041,498	4,029,036	4,117,615	4,203,477
人口②	716,663	723,836	686,308	660,853	629,213
面積③	13,615	13,519	13,306	13,246	12,769
計②+③=④	730,278	737,355	699,614	674,099	641,982
振替前需要額①+④=⑤	4,637,038	4,778,853	4,728,650	4,791,714	4,845,459
臨時財政対策債振替相当額⑥	516,991	494,109	418,836	294,803	505,057
基準財政需要額算出額⑤-⑥=⑦	4,120,047	4,284,744	4,309,814	4,496,911	4,340,402
基準財政需要額錯誤額⑦´		4,793		-1,077	
基準財政需要額⑦+⑦´		4,289,537		4,495,834	
基準財政収入額算出額⑧	3,128,039	3,214,413	3,233,560	3,767,112	3,176,231
基準財政収入額錯誤額⑧´		-855		-1,144	
基準財政収入額⑧+⑧´		3,213,558		3,765,968	
交付基準額算出額⑦-⑧=⑨	992,008	1,070,331	1,076,254	729,799	1,164,171
交付基準額錯誤額⑨´		5,648		67	
交付基準額⑨+⑨´		1,075,979		729,866	
調整額⑩	3,265	4,873	3,545	3,547	4,202
決定額⑨-⑩	988,743	1,071,106	1,072,709	726,319	1,159,969
変更決定額⑦-⑧=⑨	992,008	1,075,979			

交付税の交付額はその時々でまちまち。最大限あてにしてよいのでしょうか？

学校の統廃合による大規模改修費、地域集会施設の改修費は見込まれていないので、さらなる町債残高の増加にならないでしょうか？

将来を担う子どもたちが恩恵を受けるとは言い難い庁舎建設のツケをおわせてよいのでしょうか？

精査した財政計画の作成と開示を求めます。